

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

規則	
○福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	一四
○福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	一四
○福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	一四
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	一四
告示	
○地籍調査の成果について認証した件二件	一四
○保安林の指定をする予定である件	一四
○土地収用法により事業の認定をした件	一四
福島県警察本部	
○一般競争入札を行う件	一四
福島県選挙管理委員会	
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	一四

## 規則

福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則、福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則、福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十二日

### 福島県規則第十三号

福島県知事 内堀雅雄

**福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則**

福島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年福島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十の項、六十五の項及び七十五の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

**附則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（自然保護課）

### 福島県規則第十四号

#### 福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

福島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年福島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号ウ（七）中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号ウ（三）中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

第十条第一号エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号オ及び同条第十号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

**附則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（自然保護課）

### 福島県規則第十五号

#### 福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

福島県職業訓練手当支給規則（昭和三十九年福島県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、必要があると認めるときは、認定申請書を提出した者に対し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第一項の規定により当該者に係る個人番号の提供を求めるものとする。

**附則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（産業人材育成課）

### 福島県規則第十六号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め



全課及び双葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

### 福島県告示第七十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和六年三月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 起業者の名称  
福島市
- 二 事業の種類  
福島市消防本部・福島市消防署整備事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地  
収用の部分 福島県福島市霞町地内  
使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
  - 1 法第二十条第一号の要件への適合性  
福島市消防本部・福島市消防署整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十条第十九号に掲げる市町村が消防法(昭和二十三年法律第八十六号)によって設置する消防の用に供する施設及び同条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。  
したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
  - 2 法第二十条第二号の要件への適合性  
起業者は、「福島市消防本部・福島市消防署庁舎建設基本構想」及び「福島市消防本部・福島市消防署整備基本計画諸元」に基づき本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
  - 3 法第二十条第三号の要件への適合性  
(一) 得られる公共の利益  
福島市消防本部・福島市消防署(以下「現庁舎」という。)は、旧耐震基準で建築された建物であり、耐震診断調査の結果、大規模な地震に対しては倒壊、又は崩壊する可能性が高いと判定された。  
また、経年劣化により頻発する設備の故障をはじめ、現庁舎が狭あいであることから消防車庫及び非常時の職員待機室等の不足による非常時の体制整備に著しい支障が生じているほか、専用の訓練施設や消防署会議室も整備されていないなど、様々な課題を抱えている。  
本件事業は、現庁舎の建替えにあわせ移転することで、耐震性能の不足を解消

するとともに、防災拠点機能の強化が期待されるものであり、住民福祉の向上に寄与するものである。  
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

### (二) 失われる利益

本件事業の起業地内の絶滅のおそれのある野生動植物について、起業者が令和五年十月二十六日に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、該当しないとの回答を得ている。

また、本件事業起業地内の埋蔵文化財の有無について、起業者が令和五年十月二十三日に福島市教育委員会に確認したところ、起業地内に周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないとの回答を得ており、工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに福島市教育委員会に報告するとともに、保護のための措置を講ずることとしている。

### (三) 事業計画の合理性

本件事業における敷地面積及び施設規模は、直近に整備された同種施設と比較しても過大なものではなく、本件事業に必要な範囲と認められる。  
また、本件事業における起業地の選定は、三箇所の候補地を比較検討した結果、事業に必要な面積が一体的に確保され、緊急車両の円滑な出勤が可能であり、経済的合理性に優れるなどの観点から、申請案が最適であるとして決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。  
以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

### 4 法第二十条第四号要件への適合性

#### (一) 事業を早期に施行する必要性

現庁舎は旧耐震基準で建築された建物であり、大規模な地震に対する危険性が高いとされている。

また、経年劣化により頻発する設備の故障をはじめ、現庁舎が狭あいであることから消防車庫及び非常時の職員待機室等の不足による非常時の体制整備に著しい支障が生じているほか、専用の訓練施設や消防署会議室も整備されていないなど、様々な課題を抱えている。

#### (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。  
また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用

の別を収用としたことについても合理的であると認められる。  
以上のことから、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所

福島市消防本部消防総務課

(土木総務課用地室)

**福島県警察本部**

**福島県警察本部公告第39号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける鑑定管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年3月12日

福島県警察本部長 若田 英

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 鑑定管理システム機器 一式（機器の導入・設定、試験、操作教養、データ移行、保守、運用支援、賃貸借期間終了後のデータの消去及び機器の撤去を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月29日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、令和6年3月12日（火）から同年4月19日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年3月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和6年4月22日（月）午前10時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年4月19日（金）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

**7 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。



## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Forensic Analysis Management System 1 set (including carry-in and installation of equipment, operational testing, operational instruction data transfer, data transfer, maintenance, operational support, removal of equipment and delation of data after expiration of lease period)

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 22 April 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 April 2024

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和六年三月一日現在において、次のとおりである。

令和六年三月十二日

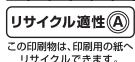
福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、七一六
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九一、九七五
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福 島 市	選 挙 区	七六、四六三	選 挙 区	田 村 市 田 村 郡	一七、〇八八
-------	-------	--------	-------	-------------	--------

会津若松市	三、八八八	南相馬市相馬郡飯館村	一八、〇六一
郡 山 市	八八、七一二	伊達市伊達郡	二五、五八六
い わ き 市	八七、二五七	本宮市安達郡	一〇、七四二
白河市西白河郡	二九、七七八	南 会 津 郡	六、七九二
須賀川市岩瀬郡	二五、七四九	河 沼 郡	五、八七九
喜多方市耶麻郡	一九、六八二	大 沼 郡	六、七二六
相馬市相馬郡新地町	一一、四三四	東 白 川 郡	八、三五二
二 本 松 市	一四、七三四	石 川 郡	一〇、四〇三
		双 葉 郡	一六、六一一



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷